

就学援助制度（入学準備金）のお知らせ

小山市では、令和6年4月に小学校・義務教育学校に入学されるお子さまのいるご家庭で、経済的理由により、ランドセルや体育着など、入学用品の購入にお困りの方に対して入学準備金を支給します。

1. 交付対象者

小山市内に住所があり、令和6年4月に小学校・義務教育学校（前期課程）に入学するお子さまのいる世帯で、生活保護に準ずる程度に生活が困窮し、就学の支援が必要であると教育委員会が認定した世帯（準要保護者）が対象となります。

【準要保護の対象となる世帯】

- 同一世帯全員の前年の総所得が、生活保護基準額の1.2倍未満の世帯
 - ※生活保護を受けている方は、別途支給されますので支給対象外です。
 - ※同一世帯とは、住民登録上の世帯の別にかかわらず、生計を一つにする方全員のことを指します。
 - ※生活保護基準額は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。
 - ※借入状況（住宅ローン等）を考慮することはできません。
 - ※申請書受付後、令和4年中の世帯の総所得額を調査しますので、職場で年末調整をしていない方は所得の申告をしてください。
 - ※世帯に1人でも所得不明者がいると、認定になりません。

○援助を受けるための所得の目安

※下記はモデルケースであり、同じ世帯構成であっても世帯員の年齢や住宅状況などにより異なります。

世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 未就学児1人 小学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人
前年中の世帯全員の総所得金額	200万円程度	255万円程度	287万円程度	226万円程度

2. 申請方法

援助を希望される保護者の方は、別紙「就学援助費（入学準備金）受給申請書」（申請書）に必要事項を記入のうえ、郵送または教育委員会教育総務課窓口へ持参してください。

※申請書提出後に地域の民生委員がご自宅にお伺いし、生活状況をお聞かせいただく場合があります。（全世帯が対象ではありません。対象となった場合には事前にご連絡させていただきます。）

※振込先（口座番号など）がわかる通帳の写しをあわせて提出してください。

≪郵送・教育総務課窓口での申請書受付期間≫

令和6年1月15日(月)～令和5年2月16日(金)

【郵送の場合】〒323-8686 小山市中央町1-1-1

小山市役所 教育総務課 学校支援係 宛
(当日消印有効)

【窓口持参の場合】小山市中央町1-1-1 小山市役所5階 教育総務課まで
お越しください。提出期限を過ぎると受付できません。

※受付時間は平日8時30分～17時15分までです。

3. 援助される内容(年額) 一律：54,060円

申請書に記載していただいた保護者口座に3月下旬に振込を行います。
(振込日は認定の可否とあわせてお知らせします。)

4. 認定の可否について

令和6年3月中旬ごろに郵送でお知らせします。事前にお問合せいただいても結果はお答えできません。

5. ご注意いただきたいこと

- ・令和5年1月2日以降に市外から転入した方がいる場合には、転入前の市区町村が発行する所得証明書が世帯全員分必要となりますのであわせて提出してください。
- ・既に小・中・義務教育学校に在籍している兄弟姉妹が就学援助を受けていても、入学準備金支給のための申請が別途必要となりますので、期限までに申請書を提出してください。
- ・入学準備金の支給を受けた後に、小山市外へ転出、私立学校へ入学となった場合には返金となります。
- ・入学準備金の認定を受けても、入学後に就学援助を希望する場合はあらためて申請が必要になります。入学後の申請は各学校へおこなってください。(提出期限等は別途お知らせします)
- ・入学準備金は令和4年の所得によって審査をし、入学後の就学援助は、令和5年の所得によって審査をしますので、審査結果が異なる場合があります。
- ・今回入学準備金の支給を受けた方は、入学後の新入学学用品費は支給されません。
- ・入学準備金の支給対象外となった方でも、入学後に就学援助が認定となった場合は、新入学学用品費を支給します。(7月頃、入学準備金と同額)
- ・申請書や提出物に不備がある場合には、記載のある連絡先に個別にご連絡させていただきます。不備があるままでは振込ができず、入金日が遅れることがあります。
- ・中学校・義務教育学校(後期課程)進学時の入学準備金は、小学校・義務教育学校6年生の2月時点で就学援助の認定を受けている児童に対して学校を通じて行いますので、申請の必要はありません。

問い合わせ先：小山市教育委員会 教育総務課 学校支援係 (Tel:0285-22-9642)